

参考統計表

第1表	通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況 〔参考グラフ〕通常訴訟事件、略式請求事件の推移	(平成22年～令和元年)一高裁・地裁・簡裁----- 1 (平成22年～令和元年)一高裁・地裁・簡裁----- 1
	〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移	(昭和24年～令和元年)一地裁----- 2
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成22年～令和元年)一高裁・地裁----- 3
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別、罪名別審理長期化の事由 〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(令和元年末現在)一地裁----- 3 (平成12年～令和元年各年末現在)一高裁・地裁・簡裁----- 4
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 5
第5表	通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 6
第6表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 7
第7-1表	通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年)一地裁----- 8
第7-2表	通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成22年～令和元年)一簡裁----- 9
第8表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員 〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 10 (平成22年～令和元年)一地裁----- 10
第9表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成27年～令和元年)一地裁・簡裁----- 11
第10表	簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 12
第11表	刑訴法332条による移送人員	(平成22年～令和元年)一簡裁----- 12
第12表	即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 13
第13表	控訴申立人員及び控訴率	(平成22年～令和元年)一地裁・簡裁----- 14
第14表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成22年～令和元年)一高・地・簡裁総数----- 15
第15-1表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(令和元年)一地・簡裁総数----- 16
第15-2表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成22年～令和元年)一地・簡裁総数----- 16
第16表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成22年～令和元年)一地裁----- 17
第17表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成22年～令和元年)一地裁----- 17
第18表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年)一簡裁・地裁----- 18
第19表	差押・記録命令付差押・捜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年)一簡裁・地裁----- 19
第20表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年)一簡裁・地裁----- 20
第21表	通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合	(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年)一簡裁・地裁----- 21
第22表	準抗告事件の処理状況	(平成22年～令和元年)一地裁----- 22
第23表	医療観察処遇事件における終局区分	(平成22年～令和元年)一地裁----- 23

最高裁判所事務総局刑事局
(令和2年3月27日作成)

第1表 通常訴訟事件、略式請求事件の処理状況

(平成22年～令和元年) - 高裁・地裁・簡裁

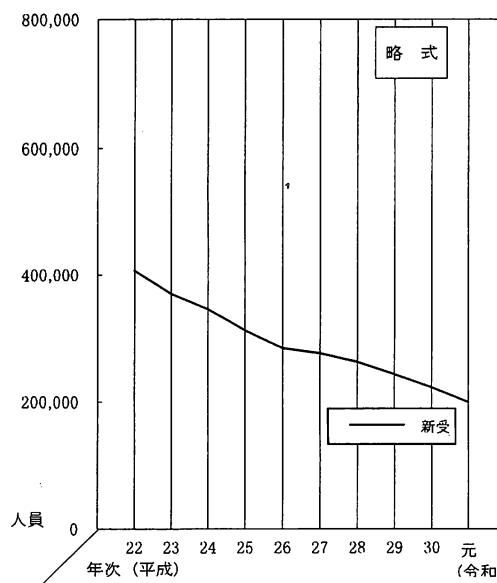
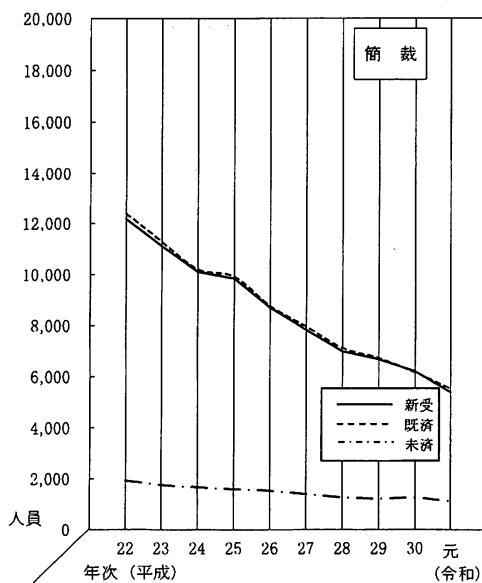
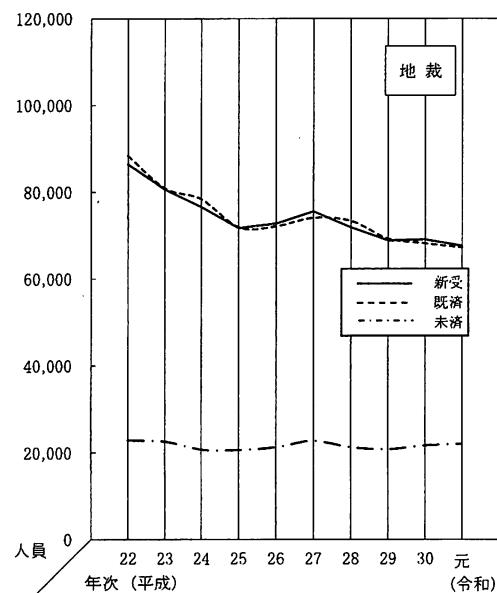
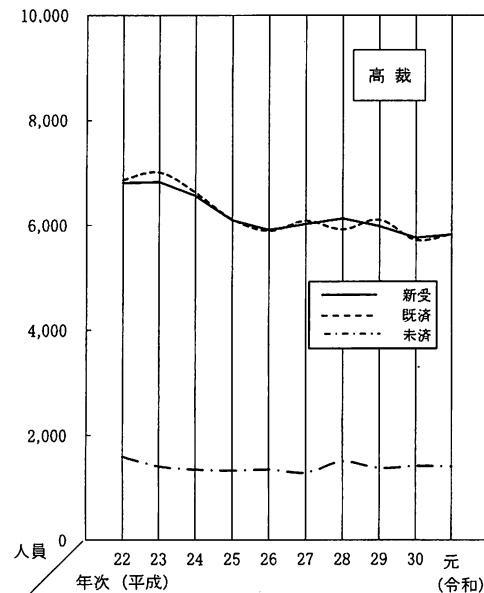
区分 年次	通常訴訟事件									略式命令 請求事件 (新受人員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員	新受人員	既済人員	未済人員		
平成 22 年	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,491
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970
30	5,750	5,710	1,414	69,028	68,163	21,654	6,197	6,167	1,246	222,478
令和 元 年	5,814	5,828	1,400	67,553	67,221	21,986	5,384	5,519	1,111	199,510

(注) 1 延べ人員（同一被告人につき別件が係属した都度累積計上）である。

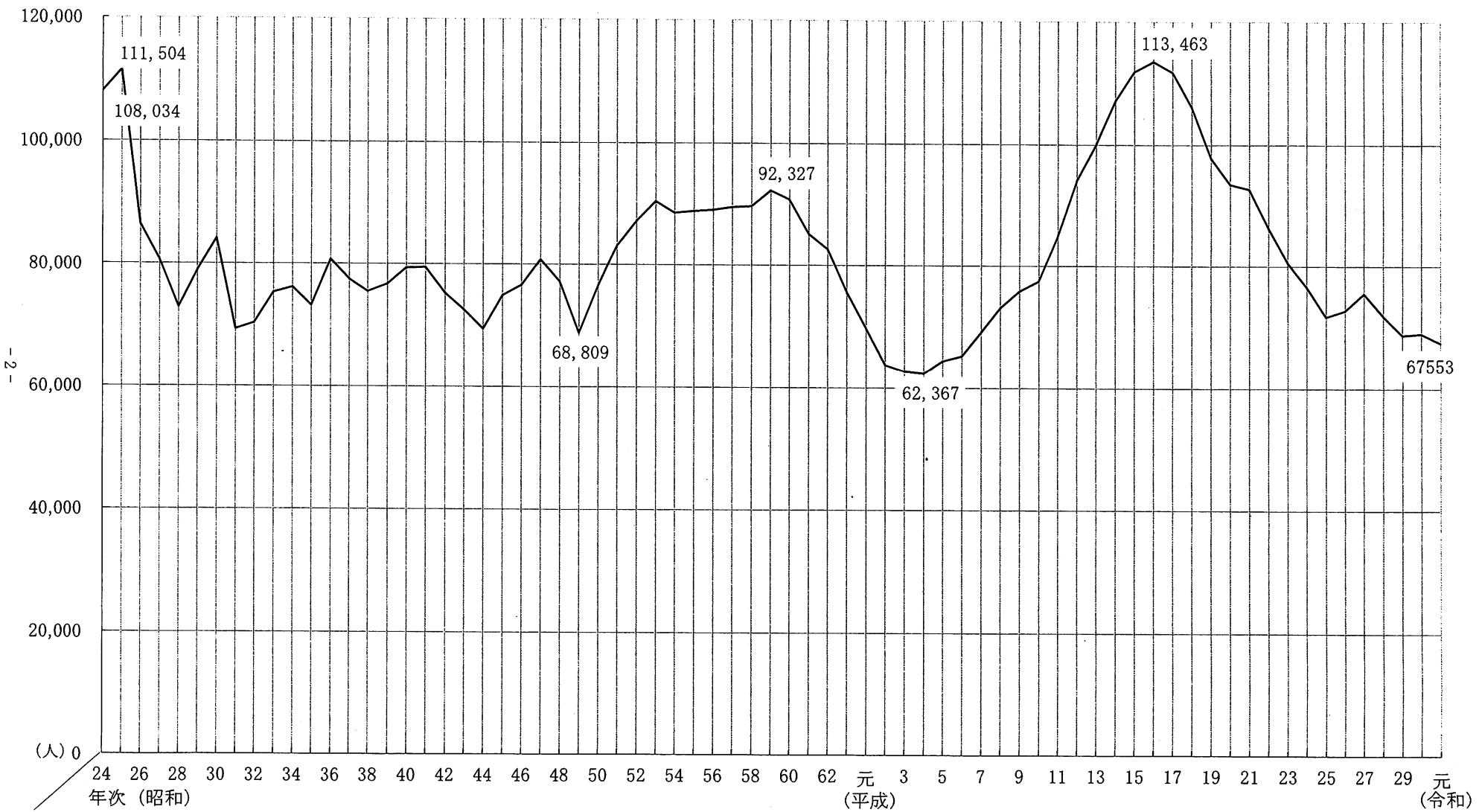
2 令和元年は速報値である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件、略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～令和元年）－地裁



(注) 1 延べ人員であり、再審事件を含まない。

2 令和元年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成22年～令和元年) 一高裁・地裁

裁判所 長期化事由 年次	高 裁			地 裁			
	総 数	事案複雑等	逃亡等	総 数	事案複雑等		逃亡等
					2年を超える	3年を超える	
平成 22 年	17	6	11	136	37	3	96
23	21	9	12	186	70	7	109
24	23	8	15	155	46	17	92
25	15	3	12	137	26	18	93
26	16	4	12	158	50	16	92
27	17	3	14	152	53	12	87
28	14	1	13	184	73	20	91
29	11	6	5	178	65	34	79
30	7	1	6	191	61	47	83
令和 元 年	9	1	8	193	81	33	79

(注) 1 概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別・罪名別審理長期化の事由

(令和元年末現在) 一地裁

審理長期化の事由	係属事件数	事案複雑等								その他の				
		被告人多數	訴因	争点整理に要した日数	証拠開示手続に要した日数	証拠整理に要した日数	証公人調べ等を要した日数	鑑定に要した日数	被多数告人の公判質問に要した日数	その他	紛糾調査のため実体審理のたびに要した日数	公多判数期日又は変更・定期延滞	関連事件の審理待ち	その他
罪名														
総 数	75	(9.3)	(14.7)	(58.7)	(13.3)	(56.0)	(36.0)	(4.0)	(18.7)	(22.7)	(2.7)	(16.0)	(12.0)	(20.0)
7	11	44	10	42	27	3	14	17			2	12	9	15
法定合議	25	6	4	12	3	14	6	2	4	7	-	2	5	9
うち裁判員裁判対象事件	17	6	2	10	-	9	4	2	4	5	-	2	5	5
裁定合議	29	1	3	20	5	17	14	-	7	5	1	6	3	1
单独	21	-	4	12	2	11	7	1	3	5	1	4	1	5
詐欺	14	-	5	8	3	9	9	-	6	5	-	3	-	1
殺人	9	3	1	5	-	4	2	2	2	4	-	2	3	3
覚せい剤取締法違反	7	1	-	6	2	1	2	-	1	1	1	2	-	1
窃盜	5	-	1	2	-	1	1	1	-	-	-	-	1	2
傷害	4	-	-	4	-	3	2	-	-	-	-	1	1	-
有印公文偽造・同行使	3	-	1	-	2	3	1	-	-	2	-	-	-	2
金融商品取引法違反	3	-	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-
商標法違反	3	-	-	3	-	3	1	-	-	-	-	1	-	-
非現住建造物等放火	2	-	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	1
傷害致死	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
強盗・同致死傷	2	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1
恐喝	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2
器物損壊	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
組織的犯罪処罰法違反	2	2	1	2	-	2	2	-	2	-	-	-	2	-
閲税法違反	2	1	-	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-
不正競争防止法違反	2	-	-	2	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-
過失運転致死傷	2	-	-	2	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-
その他の	9	-	1	4	-	4	3	-	2	3	1	2	-	1

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によつた。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

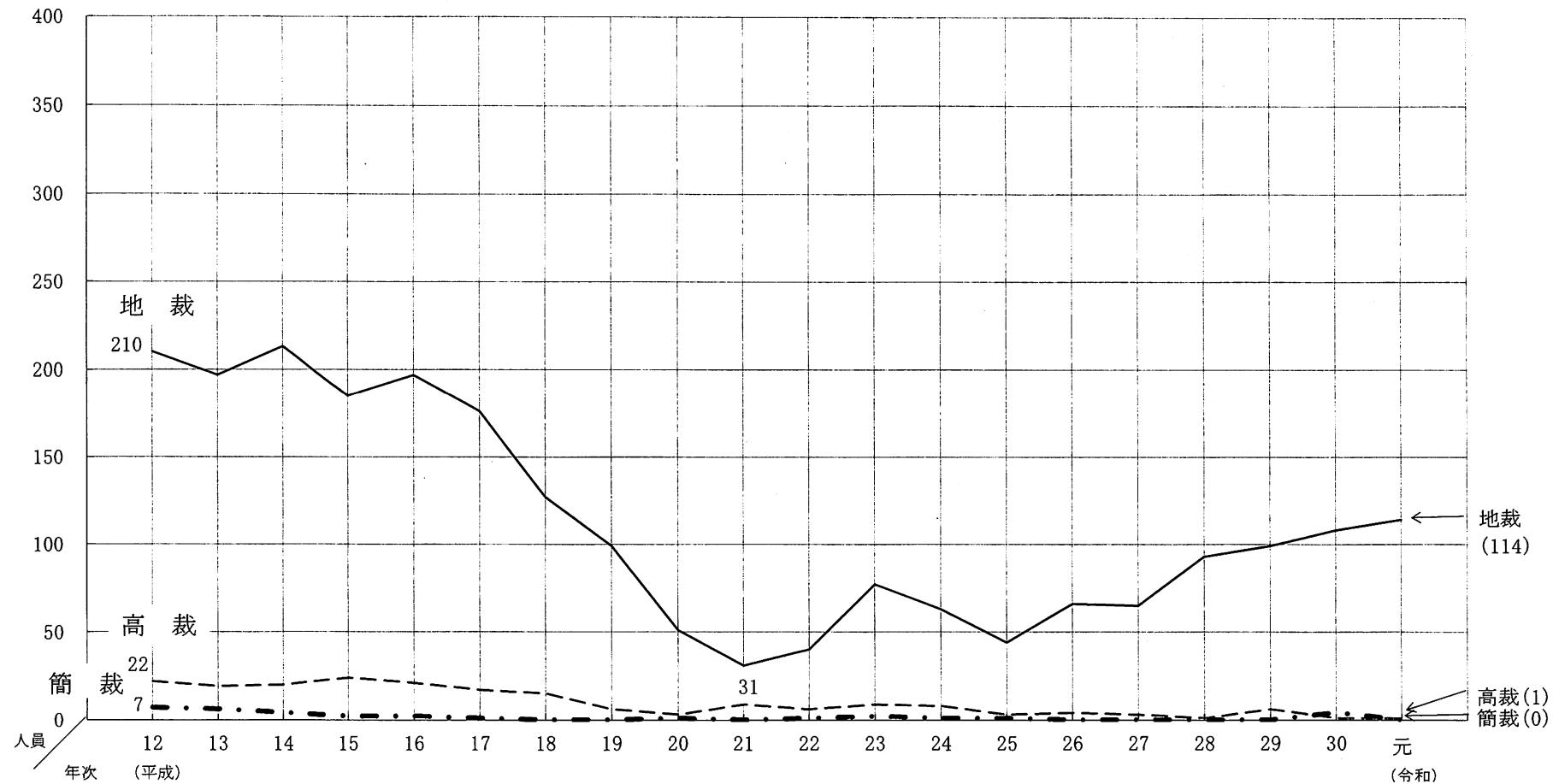
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 () 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成12年～令和元年各年末現在) —高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 係属2年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成22年～令和元年)－地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	総 数	うち即決裁判手続同意確認のための請求	国選弁護人が選任された被疑者数	うち即決裁判手続同意確認のための請求
地 裁	平成 22 年	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
	30	40,644	29,566	1	29,553	1	28,565	1
	令和 元 年	38,179	31,037	-	31,025	-	29,977	-
簡 裁	平成 22 年	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1
	30	57,900	46,680	-	46,628	-	45,643	-
	令和 元 年	55,936	49,786	-	49,700	-	48,324	-

(注) 1 延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の17第1項（平成28年法律第54号による改正前の刑訴法350条の3第1項）による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 令和元年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁							簡 裁								
	終局人員	弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	私選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	国選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	弁護人が選任されなかつた人員	終局人員	弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	私選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	国選弁護人が選任された人員	うち必要的弁護	弁護人が選任されなかつた人員
平成 22 年	62,840	(99.3)	(82.2)	(18.0)	(14.0)	(84.0)	(70.2)	(0.7)	9,876	(98.8)	(86.8)	(5.3)	(4.1)	(94.4)	(83.4)	(1.2)
	62,401	51,650	11,317	8,803	52,779	44,090	439		9,759	8,576	521	407	9,326	8,233	117	
23	57,968	(99.4)	(82.1)	(17.0)	(13.0)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	9,142	(98.7)	(86.5)	(5.5)	(4.1)	(94.1)	(82.9)	(1.3)
	57,628	47,600	9,864	7,563	49,329	41,184	340		9,025	7,909	502	379	8,599	7,575	117	
24	56,734	(99.4)	(81.9)	(17.8)	(13.2)	(85.1)	(71.0)	(0.6)	8,340	(98.6)	(86.5)	(6.3)	(4.4)	(94.0)	(82.9)	(1.4)
	56,393	46,484	10,109	7,474	48,275	40,299	341		8,227	7,215	523	363	7,842	6,917	113	
25	52,229	(99.5)	(82.3)	(19.3)	(14.0)	(84.3)	(70.7)	(0.5)	8,109	(98.8)	(82.0)	(7.5)	(5.2)	(93.2)	(77.6)	(1.2)
	51,944	42,965	10,072	7,326	44,032	36,905	285		8,015	6,646	606	421	7,554	6,289	94	
26	52,502	(99.5)	(81.4)	(19.5)	(13.9)	(84.4)	(69.9)	(0.5)	7,165	(98.9)	(86.9)	(7.6)	(4.9)	(93.5)	(82.8)	(1.1)
	52,265	42,744	10,241	7,288	44,302	36,695	237		7,088	6,224	546	351	6,696	5,932	77	
27	54,297	(99.5)	(80.3)	(20.1)	(13.9)	(84.0)	(68.8)	(0.5)	6,590	(98.6)	(85.8)	(9.0)	(6.1)	(92.0)	(80.6)	(1.4)
	54,039	43,613	10,910	7,564	45,593	37,357	258		6,497	5,652	596	401	6,060	5,311	93	
28	53,247	(99.6)	(80.8)	(20.6)	(14.8)	(83.6)	(68.5)	(0.4)	5,856	(98.7)	(86.5)	(8.0)	(5.3)	(92.8)	(82.1)	(1.3)
	53,010	43,038	10,988	7,876	44,529	36,496	237		5,777	5,068	469	310	5,434	4,806	79	
29	50,591	(99.5)	(81.1)	(20.8)	(15.1)	(83.8)	(68.9)	(0.5)	5,524	(98.6)	(86.6)	(10.1)	(6.8)	(91.7)	(81.3)	(1.4)
	50,357	41,038	10,520	7,616	42,384	34,837	234		5,449	4,785	556	373	5,066	4,489	75	
30	49,811	(99.6)	(80.0)	(19.1)	(14.2)	(84.5)	(68.1)	(0.4)	5,051	(98.7)	(87.2)	(8.6)	(6.6)	(92.0)	(81.7)	(1.3)
	49,623	39,839	9,509	7,096	42,080	33,932	188		4,987	4,403	435	334	4,645	4,125	64	
令和 元 年	48,751	(99.6)	(78.7)	(17.0)	(13.5)	(85.0)	(67.4)	(0.4)	4,511	(98.4)	(85.6)	(8.4)	(6.5)	(90.9)	(79.9)	(1.6)
	48,538	38,387	8,264	6,574	41,456	32,841	213		4,441	3,862	378	294	4,102	3,603	70	

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 ()内は各終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

区分 年次	通常第一審事件全体						自白						否認								
	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)	終局人員	平均審理期間(月)			平均開廷回数	平均開廷間隔(月)	平均取調べ証人數(人)
		受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から終局まで期日					受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から終局まで期日					受理から終局まで回	受公理判から期日まで回	第から終局まで期日			
平成22年	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.2	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	2.5
30	49,811	3.3	1.8	1.5	2.7	1.2	0.7	(88.7) 44,192	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.6	(9.3) 4,626	9.2	3.3	5.9	6.4	1.5	2.6
令和元年	48,751	3.4	1.8	1.6	2.7	1.2	0.7	(88.4) 43,073	2.8	1.7	1.1	2.3	1.2	0.5	(9.5) 4,639	9.3	3.4	5.9	6.3	1.5	2.5
法定合議	2,291	7.6	5.4	2.2	4.1	1.8	1.8	(65.6) 1,503	5.4	3.7	1.7	3.1	1.7	0.9	(33.2) 760	12.0	8.8	3.2	6.1	2.0	3.6
裁定合議	622	11.6	4.1	7.5	6.6	1.8	3.1	(41.6) 259	6.4	2.9	3.5	3.6	1.8	0.8	(57.6) 358	15.5	5.1	10.4	8.7	1.8	4.7
単独	45,838	3.1	1.6	1.5	2.6	1.2	0.6	(90.1) 41,311	2.7	1.6	1.1	2.3	1.2	0.5	(7.7) 3,521	8.1	2.1	6.0	6.2	1.3	2.1
簡裁	4,511	2.4	1.4	1.0	2.3	1.1	0.4	(91.0) 4,107	2.2	1.4	0.8	2.1	1.0	0.4	(4.6) 208	7.0	2.3	4.7	4.9	1.4	1.4

(注) 1 實人員である。

2 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

3 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

4 ()内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

5 令和元年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成22年～令和元年) -地裁

区分 年次	終局人員	受理から終局まで								平均審理期間(月)	平均開廷回数(回)	平均開廷間隔(月)
		1ヶ月以内	2ヶ月以内	3ヶ月以内	6ヶ月以内	1年内	2年内	3年内	3年を超える			
平成 22 年	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.2
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,361	(31.2) 16,620	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2
30	49,811	(2.8) 1,386	(39.0) 19,420	(31.6) 15,724	(17.2) 8,582	(7.2) 3,606	(2.0) 984	(0.2) 80	(0.1) 29	3.3	2.7	1.2
令和 元 年	48,751	(2.6) 1,247	(35.5) 17,323	(33.1) 16,140	(18.6) 9,059	(8.0) 3,900	(2.0) 966	(0.2) 83	(0.1) 33	3.4	2.7	1.2

(注) 1 実人員（同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔
(平成22年～令和元年) -簡裁

年次	区分 終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 期 間 (月)	平 均 開 �廷 回 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を超える			
平成 22 年	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	-	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0
30	5,051	(4.4) 224	(57.0) 2,878	(26.4) 1,333	(9.9) 499	(1.9) 98	(0.3) 16	-	(0.1) 3	2.2	2.2	1.0
令和 元 年	4,511	(4.1) 185	(49.3) 2,224	(32.7) 1,474	(11.0) 496	(2.4) 108	(0.4) 18	(0.1) 4	(0.0) 2	2.4	2.3	1.1

(注) 1 実人員(同一被告人につき複数の起訴があつても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 令和元年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員
(平成22年～令和元年) - 地裁・簡裁

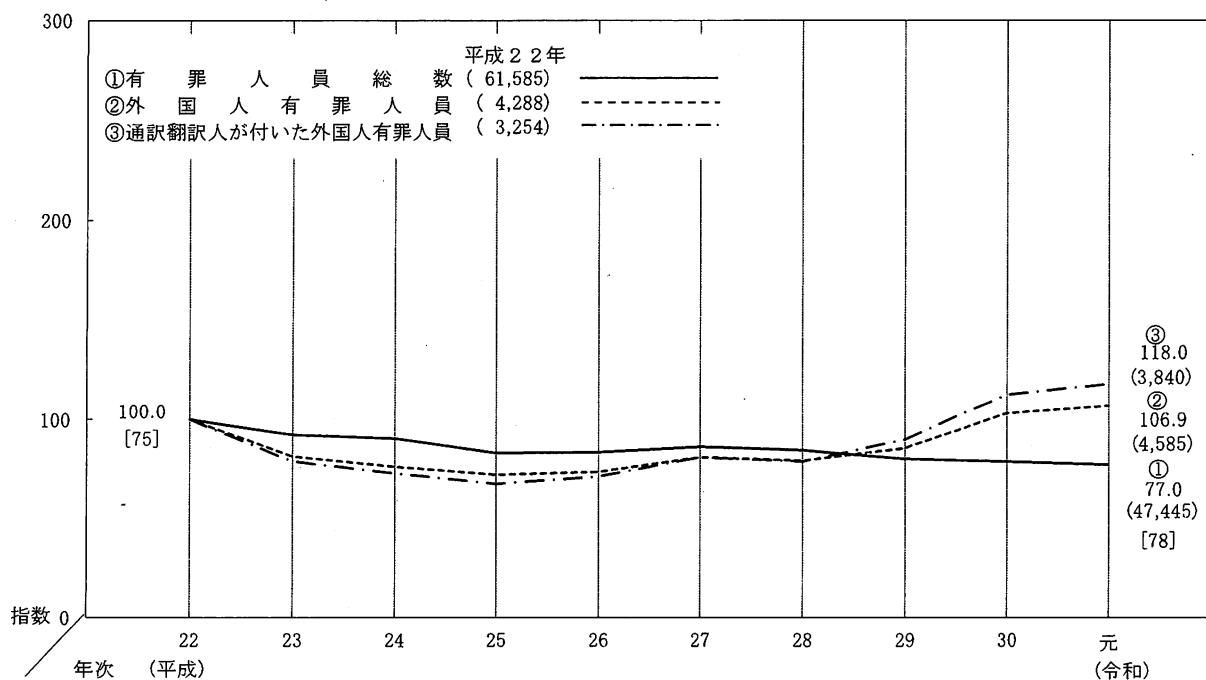
裁判所 区分 年次	地 裁			簡 裁		
	有 罪 人 員 総 数	うち 外 国 人		有 罪 人 員 総 数	うち 外 国 人	
		うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人		うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人	うち 通 訳 翻 訳 人 が 付 い た 外 国 人
平成 22 年	61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23	56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24	55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25	51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26	51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27	53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28	52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29	49,335	3,665	2,922	5,208	115	65
30	48,507	4,418	3,665	4,768	93	55
令和 元 年	47,445	4,585	3,840	4,230	95	51

(注) 1 実人員である。

2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

3 令和元年は速報値である。

[参考グラフ] 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移
(平成22年～令和元年) - 地裁



(注) 1 平成 22 年を 100 とする指標である。

2 ()内は実人員であり、[]内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

3 令和元年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成27年～令和元年) 一地裁・簡裁

言語	年次	平成27年	28	29	30	令和元年
総 数		2,714	2,654	3,031	3,757	3,907
中 国 語		887	758	920	1,203	1,084
北 京 語		867	736	882	1,153	1,055
廣 東 語		8	15	29	37	25
台 湾 語		3	2	3	6	2
上 海 語		4	1	3	2	-
福 建 語		-	-	1	2	-
その他の中国語		5	4	2	3	2
ベトナム語		490	548	718	1,003	1,180
フィリピン(タガログ)語		252	236	247	254	264
タ イ 語		132	126	140	165	219
ポルトガル語		221	242	216	216	219
英 語		197	174	190	209	216
スペイン語		134	147	132	126	129
インドネシア語		25	48	51	60	98
韓国・朝鮮語		125	138	115	120	74
ネパール語		13	16	29	38	74
シンハラ語		32	17	28	58	70
ペルシヤ語		38	37	42	30	27
モンゴル語		19	19	23	32	27
トルコ語		16	25	39	36	25
フランス語		15	14	15	15	24
ミャンマー語		6	9	18	30	22
ウルドゥー語		13	17	14	23	17
アラビア語		6	10	10	8	16
ウズベク語		1	1	2	5	15
ヒンディー語		10	8	9	8	13
ロシア語		15	13	26	36	13
そ の 他		67	51	47	82	81

(注) 1 実人員である。

2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。

また、終局人員は有罪のほかに無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における

「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。

3 令和元年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成22年～令和元年) 一地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	自白人員 (A)	地 裁				簡 裁				
		簡 易 公 判 手 続				簡 易 公 判 手 続				
		決 定 人 員 (B)	B A %	決 定 取 消 人 員 (C)	C B %	決 定 人 員 (E)	E D %	決 定 取 消 人 員 (F)	F E %	
平成 22 年	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	1
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	0.0
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	0.0
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,263	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-
30	42,672	42	0.1	9	21.4	4,631	5	0.1	1	20
令和 元 年	41,570	1	0.0	1	100.0	4,107	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。

3 令和元年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成22年～令和元年) 一簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法332条 による 受理人員 (B)		B A %
平成 22 年	9,876	91	0.92	
23	9,142	97	1.06	
24	8,340	90	1.08	
25	8,109	88	1.09	
26	7,165	69	0.96	
27	6,590	76	1.15	
28	5,856	65	1.11	
29	5,524	91	1.65	
30	5,051	92	1.82	
令和 元 年	4,511	59	1.31	

(注) 1 実人員である。

2 (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。

3 概数であり、令和元年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成22年～令和元年) — 地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員		
				うち 即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人员	うち 即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人员
地裁	平成22年	62,840	2,953	2,932	18
	23	57,968	1,887	1,875	6
	24	56,734	1,397	1,391	2
	25	52,229	850	841	3
	26	52,502	747	743	2
	27	54,297	550	547	1
	28	53,247	370	368	2
	29	50,591	678	657	3
	30	49,811	326	315	—
	令和元年	48,751	92	90	—
簡裁	平成22年	9,876	345	344	2
	23	9,142	229	228	—
	24	8,340	157	156	1
	25	8,109	84	84	—
	26	7,165	56	56	—
	27	6,590	22	22	—
	28	5,856	17	17	—
	29	5,524	69	69	—
	30	5,051	33	33	1
	令和元年	4,511	11	11	—

(注) 1 実人員である。

2 令和元年は速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成22年～令和元年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成22年	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,282	11.5	49,446	5,992	12.1	5,216	290	5.6
30	53,386	6,079	11.4	48,612	5,825	12.0	4,774	254	5.3
令和元年	51,788	6,103	11.8	47,549	5,848	12.3	4,239	255	6.0

- (注) 1 実人員である。
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。
 3 令和元年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成22年～令和元年) 一高・地・簡裁総数												
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (社)4	平成30年	令和元年	総数
付添い		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計								
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	102	136	121	116	112	141	128	78	144	118	1,196
付添い	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	52	39	46	41	76	79	71	84	84	69	641
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	1,461	1,505	15,079
遮へい	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数	123	125	140	151	198	214	209	194	230	226	1,810
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	261	242	288	278	299	290	303	225	302	318	2,806
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数	237	219	264	265	282	277	288	214	291	299	2,636
ビデオリンク	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	35	42	52	51	46	65	47	67	81	68	554
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	20	16	21	10	8	10	6	6	9	2	108
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数	17	15	21	10	8	8	6	6	8	2	101
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数									15	23	38
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数									10	17	27
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数									8	1	9
ビデオリンク	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数									-	-	-
	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数									-	-	-
共通	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた数	2	1	-	1	1	2	-	-	2	5	14
被害者特記事項	被害者特記事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	3,846	4,025	39,105
	刑訴法第290条の第2項の決定をしないこととした被害者の数	55	62	64	84	77	42	50	11	27	24	496
被害者特記事項	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	17	13	8	16	5	4	7	3	3	8	84
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数							4	116	174	240	534
情報保護	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をしないこととした証人等の数							-	3	3	7	13
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数							-	-	-	-	-
裁定請求	刑訴法第299条の第5項の取消決定をした証人等の数							-	3	4	-	7
	うち 刑訴法第299条の第5項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数							-	1	4	-	5
意見陳述	刑訴法第299条の第5項の請求を却下した証人等の数							-	-	4	-	4
	公判期日に心辯その他の意見を陳述した被害者等の数	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	1,169	1,129	11,588
意見陳述	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	557	561	517	572	495	615	616	526	546	544	5,549
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	8	14	19	17	21	17	28	45	42	48	259
被害者観察等	被害者等に公判記録の閲覧譲写をさせた数	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	1,281	1,180	13,517
	被害者等に公判記録の閲覧譲写をさせなかつた数	22	13	22	21	12	28	9	6	14	7	154
被害者観察等	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧譲写をさせた数	50	33	45	18	89	38	44	16	18	15	366
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧譲写をさせなかつた数	7	6	1	1	4	1	5	2	1	3	31
弁護人権等	刑訴法第299条の第6項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数							-	2	13	17	32
	刑訴法第299条の第2項の閲覧譲写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数							-	-	-	3	3
	うち 閲覧譲写の禁止の対象となった証人等の数							-	-	-	-	-
和解	刑訴法第299条の第6項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数							-	-	-	-	-
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	34	30	38	29	20	17	23	26	18	18	253
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	9,410	9,534	93,687

(注) 1 延べ数であり、概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等秘匿」、「裁定請求」及び「弁護人等閲覧譲写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遮へい」、「ビデオリンク(構内)」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧譲写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされたものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(令和元年) - 地・簡裁総数

	終局人 員数	参加を申 し出た被 害者等	うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等
総数	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318
(準) 強制わいせつ	116	162	160	133	111	22	55	82	116	32	78
(準) 強制わいせつ致死傷	22	24	24	21	21	7	12	15	23	5	16
監護者わいせつ	4	4	4	4	4	-	2	3	3	-	1
(準) 強制性交等	84	117	117	110	96	16	42	69	97	20	75
(準) 強制性交等致死傷	21	27	27	25	24	5	12	17	23	9	19
監護者性交等	16	18	18	15	15	2	10	8	10	4	12
殺人	85	141	140	121	79	11	51	76	106	15	39
自殺閑闊及び同意殺人	3	3	3	2	1	-	1	1	2	-	1
傷害	112	122	120	105	64	21	52	57	91	5	31
傷害致死	31	54	49	44	24	9	31	38	42	2	10
危険運転致傷	9	11	11	5	2	1	5	2	6	-	-
危険運転致死	5	14	14	14	5	3	8	1	8	-	-
業務上過失傷害	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	-
業務上過失致死	20	57	57	34	7	7	20	25	41	-	-
重過失傷害	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
重過失致死	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-	-
過失運転致傷	105	141	139	76	22	13	52	49	93	-	-
過失運転致死	248	416	415	304	48	66	196	175	278	6	5
過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	2	3	3	-	-	-	-	-	3	-	-
無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
無免許過失運転致傷	3	3	3	1	1	-	-	1	2	-	-
無免許過失運転致死	3	6	6	6	5	1	4	3	4	-	-
逮捕監禁致死傷	6	8	8	8	7	2	4	6	8	-	3
未成年者略取誘拐	4	4	4	4	3	-	2	2	2	-	-
営利拐取等	6	15	15	15	10	-	5	12	10	-	5
拐取者身の代金取得等	2	2	2	2	-	2	-	2	2	-	-
強盗致傷	19	26	26	23	16	2	5	7	11	3	7
強盗致死(強盗殺人)	10	20	20	20	7	4	12	13	14	1	7
強盗・強制性交等	10	12	12	11	10	2	3	10	11	4	6
暴力行為等処罰二関スル法律違反(常習傷害)	2	2	2	2	-	2	2	2	2	-	1
道路交通法違反	29	43	43	35	8	6	28	31	31	-	2
その他	16	22	19	15	10	1	6	13	17	-	-

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「(準) 強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦及び集團(準)強姦を含む。

5 「(準) 強制性交等致死傷」には、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び集團(準)強姦致死傷を含む。

6 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

7 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪(自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死)をそれぞれ含む。

8 「強盗・強制性交等」には、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦を含む。

9 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成22年～令和元年)-地・簡裁総数

区分	終局人 員数	参加を申 し出た被 害者等	年 次									
			うち参加 を許可さ れた被害 者等	うち弁護 士委託の 届出が あった被 害者等	うち国選 弁護士へ の委託が された被 害者等	うち証人 尋問をし た被害者 等	うち被告 人質問を した被害 者等	うち刑訴 法316条 の38の意 見陳述を した被害 者等	うち刑訴 法292条 の2の意 見陳述を した被害 者等	うち付添 いの措置 が採られ た被害者 等	うち遮へ いの措置 が採られ た被害者 等	
年 次												
平成22年	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115	
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104	
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95	
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147	
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195	
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249	
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258	
29	908	1,389	1,380	1,060	553	196	560	667	1,020	115	276	
30	1,022	1,490	1,485	1,184	649	221	605	698	1,074	149	362	
令和元年	998	1,482	1,466	1,157	602	204	623	723	1,059	106	318	

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 令和元年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成22年～令和元年) - 地裁

	新受	既済	未済
平成22年	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	287	264	83
27	320	307	96
28	301	306	91
29	314	295	110
30	289	309	90
令和元年	311	317	84
総 数	2,864	2,832	804

(注) 1 件数建てである。

2 令和元年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成22年～令和元年) - 地裁

	終局件数	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総数	2,832	239	237	246	312	264	307	306	295	309	317
認容・決定書	1,273	121	128	123	149	114	123	98	138	138	141
認容・口頭告知	34	4	2	7	2	4	4	1	4	3	3
棄却・決定書	6	-	2	-	1	-	2	-	1	-	-
棄却・口頭告知	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項1号	8	1	-	2	1	-	-	-	-	3	1
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	32	-	7	2	5	2	1	7	1	2	5
却下・27条1項4号	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
終了・38条1項	310	25	26	23	32	37	37	37	30	36	27
終了・38条2項1号	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
終了・38条2項2号	61	5	4	6	9	4	5	6	6	5	11
決定・その他	3	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-
和解	663	47	37	43	62	57	77	107	85	74	74
放棄	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	120	10	5	13	11	14	15	11	9	13	19
取下げ	305	24	24	25	37	28	40	39	20	33	35
その他	12	2	1	1	2	1	3	-	1	1	-

(注) 1 件数建てである。

2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。

3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同法19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがいないために事件が終局したものなどである。

4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものと含む。

5 令和元年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通常						緊急			
		請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請求 (D)	発付	却下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
	30	84,110	82,884	32	1,194	0.04	1.46	7,353	7,328	25	0.34
	令和 元 年	80,240	78,957	56	1,227	0.07	1.60	6,733	6,701	32	0.48
簡裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
	30	69,809	68,848	28	933	0.04	1.38	4,796	4,784	12	0.25
	令和 元 年	67,186	66,096	45	1,045	0.07	1.62	4,453	4,432	21	0.47
地裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47
	30	14,301	14,036	4	261	0.03	1.85	2,557	2,544	13	0.51
	令和 元 年	13,054	12,861	11	182	0.08	1.48	2,280	2,269	11	0.48

(注) 1 延べ人員である。

2 令和元年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・検証許可状の請求と発付等 (昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	發 付	却 下 (B)	取下げる (C)	B A %	B+C A %	請 求 (D)	發 付	却 下 (E)	取下げる (F)	E D %	E+F D %	請 求 (G)	發 付	却 下 (H)	取下げる (I)	H G %	H+I G %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82
30	252,974	(4) 247,712	103	5,159	0.04	2.08	217,979	213,480	84	4,415	0.04	2.06	34,995	(4) 34,232	19	744	0.05	2.18
令和 元 年	239,745	(1) 234,337	113	5,295	0.05	2.26	207,943	203,235	99	4,609	0.05	2.26	31,802	(1) 31,102	14	686	0.04	2.20

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27～令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請求 (A)	発付 (B)	却下 (C)	取下げ (D)	B A %	B+C A %	請求 (D)	発付 (E)	却下 (F)	取下げ (G)	E D %	E+F D %	請求 (G)	発付 (H)	却下 (I)	取下げ (J)	H G %	H+I G %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,534) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,383) 39,958	3,717	1	8.51	8.51
30	104,720	(2,364) 98,544	6,169	7	5.89	5.90	59,827	(137) 57,900	1,921	6	3.21	3.22	44,893	(2,227) 40,644	4,248	1	9.46	9.46
令和 元 年	100,379	(2,252) 94,115	6,262	2	6.24	6.24	58,049	(118) 55,936	2,111	2	3.64	3.64	42,330	(2,134) 38,179	4,151	-	9.81	9.81

(注) 1 延べ人員である。

2 () 内は職権により発付された人員で外数である。

3 令和元年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留, 保釈請求, 保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 27~令和元年) 一簡裁・地裁

裁判所 年次	区分 新受人員 (A)	その年中に勾留状が発付された人員 (B)	その年中に保釈が請求された人員 (C)	その年中に保釈が許可された人員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈請求率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈許可率 $\frac{D+E}{C}$ %	
				終局前(D)	終局後(E)					
総数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	27	83,387	55,517	22,812	14,233	802	66.6	41.1	25.6	65.9
	28	78,891	51,587	23,918	15,182	1,129	65.4	46.4	29.4	68.2
	29	75,511	48,910	23,294	15,230	1,360	64.8	47.6	31.1	71.2
	30	75,225	48,190	22,534	15,493	1,468	64.1	46.8	32.1	75.3
	令和元年	72,937	46,297	23,223	14,813	1,339	63.5	50.2	32.0	69.6
簡裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	27	7,821	4,936	1,379	716	10	63.1	27.9	14.5	52.6
	28	6,991	4,331	1,295	682	10	62.0	29.9	15.7	53.4
	29	6,681	4,119	1,233	678	24	61.7	29.9	16.5	56.9
	30	6,197	3,734	1,136	679	11	60.3	30.4	18.2	60.7
	令和元年	5,384	3,250	995	564	22	60.4	30.6	17.4	58.9
地裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,256	22,623	14,500	1,119	65.7	47.9	30.7	69.0
	29	68,830	44,791	22,061	14,552	1,336	65.1	49.3	32.5	72.0
	30	69,028	44,456	21,398	14,814	1,457	64.4	48.1	33.3	76.0
	令和元年	67,553	43,047	22,228	14,249	1,317	63.7	51.6	33.1	70.0

(注) 1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度 1 人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 令和元年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成22年～令和元年) -地裁

事項	年次	裁判所区分		地 裁	
		新受人員	原裁判又は原処分の取消し・変更のあったもの		
刑訴法 429条	平成22年	7,172		1,327	
	23	7,608		1,371	
	24	9,016		1,577	
	25	9,438		1,512	
	26	9,570		1,775	
	27	10,323		2,018	
	28	10,868		2,115	
	29	11,166		2,205	
	30	13,263		2,541	
	令和元年	14,643		2,832	
刑訴法 430条	平成22年	87		4	
	23	154		31	
	24	53		9	
	25	263		9	
	26	78		9	
	27	151		15	
	28	111		9	
	29	110		6	
	30	102		8	
	令和元年	123		5	

(注) 延べ人員であり、令和元年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成22年～令和元年) 一地裁

区分 年次	終局 人員	終局区分														その他	
		入院・通院 (33条1項)						退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)				
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割 合 (A/ (A+B +C)) (%)	40条1項 (却下)		51条1項			56条1項		61条1項				
		入院	通院	医療を行わない旨の決定		対象行為を行ってないない	心神喪失者等ではない	法42条 2項 (却下)	入院継続確 認等	退院許可	医療終了	通院期間延長決定等	医療終了	入院棄却	処遇終了		
(1号) (A)	(2号) (B)	(3号) (C)			(1号)	(2号)		(1号)	(2号)	(3号)	(1号)	(2号)	(1号)	(2号)	(3号)		
総数	17,238	2,508	358	526	73.9	5	105	3	10,169	1,961	348	173	638	72	11	4	357
平成22年	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	38
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	39
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	45
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21
30	1,810	241	26	41	78.2	-	11	1	1,093	243	28	15	71	5	2	-	33
令和元年	1,715	212	23	37	77.9	2	7	-	1,095	183	29	21	71	9	1	1	24

(注) 1 実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下（法51条2項、法56条2項及び61条2項）のほか、移送や取下げである。

4 令和元年の数値は速報値である。